

仕 様 書

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課

(担当 高尾、改田 電話 075-222-3955)

件 名	令和8年度大気汚染防止法に係るばい煙等測定調査委託業務
履行期間	契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
契約条件	1 調査目的 本調査は、大気汚染防止法（以下「法」という。）に規定されるばい煙発生施設及び揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）排出施設から排出されるばい煙及びVOC濃度を測定し、排出基準の遵守状況を把握するための調査である。 2 調査内容 京都市内に立地する工場のばい煙発生施設の排出口におけるばい煙中の硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質等について測定する。また、VOC排出施設の排出口におけるVOC濃度を測定する。 （1）ばい煙発生施設について ア 測定及び調査項目 排出ガスに係る以下の項目とする（ただし、水銀及びその化合物濃度（換算値含む。）及び塩化水素濃度（換算値含む。）は廃棄物焼却炉のみの項目とする。 （ア）温度、流速、圧力、水分量、湿りガス量、乾きガス量、ガス組成 （イ）硫黄酸化物濃度、硫黄酸化物量、硫黄酸化物許容排出量 （ウ）ばいじん濃度（換算値含む。）、ばいじん排出量 （エ）窒素酸化物濃度（換算値含む。） （オ）水銀及びその化合物濃度（換算値含む。） （カ）塩化水素濃度（換算値含む。） （キ）サンプリング（試料採取）時の現場写真 （ク）ばい煙発生施設の概要（排出口の位置含む。） イ 調査対象及び測定場所 別紙に示す工場・事業場(2件)内にあるばい煙発生施設(4施設)の測定口又は排出口とする。 なお、調査対象は、施設の稼働状況等により変更することがある。 （2）VOC排出施設について ア 測定及び調査項目 （ア）VOC排出施設の排出口におけるVOC濃度 （イ）サンプリング（試料採取）時の現場写真 イ 調査対象及び測定場所 別紙に示す市内1箇所（VOC排出施設：1検体）の測定口又は排出口における測定口とする。 なお、処理装置の検体数は、施設の稼働状況等により、変更することがある。 （3）測定方法 ばい煙等の測定は、JIS「大気関係試験法（〔排ガス〕及び〔ばいじん〕）」、環境省告示第94号（水銀及びその化合物）、JIS「サンプリング」により実施

	する。 VOC 濃度の測定は、平成 17 年 6 月 10 日環境省告示第 61 号「揮発性有機化合物濃度の測定法」により測定を行う。 (4) 調査時期 契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日（予定）までの間で別途指示する。 (5) その他 対象施設のサンプリング前の下見、サンプリング、その他測定及び調査の実施に必要な全ての件については、受託者の責任において行うこと。 3 準拠する法令等 本業務は、この仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。 (1) 大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号） (2) 労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号） (3) その他関係法令等 4 異常値の速報及び精度管理状況の確認 測定結果に排出基準等を超過する等の異常値が出た場合は、速やかにその旨を報告し、精度管理及び測定値に関する信頼性の検証を行うこと。 また、本市が精度管理状況を確認するため、資料の提出等を求めた場合は、受託者はこれに応じなければならない。 5 成果品 以下のものを成果品とする。本業務で得た全ての成果品については、本市に帰属する。また、成果品の提出は全て令和 9 年 3 月 12 日までとし、提出された成果品は、本市による検査を受けるものとする。 成果品に不備があった場合は、受託者は本市の指示に従い、原則、履行期間内に対応するものとする。 なお、本市から修正の指示が再度あった場合は、受託者は履行期間終了後であっても、速やかに訂正すること。 (1) 報告書 測定結果を取りまとめた報告書を紙媒体（A4 サイズ）で施設ごとに 1 部作成し、提出すること（様式は任意とする）。併せて、測定データ等（エクセル形式、ワード形式等で作成したもの）について、CD-R 等電磁的記録媒体に収録したものを 1 部提出すること。 (2) 計量証明書 各報告書につき 1 部添付すること。 6 その他提出書類 受託者は業務の着手及び完了に当たって、本市へ次の書類を提出すること。 (1) 業務計画書（A4 サイズ、任意の様式） 1 部 実施体制、測定計画、安全管理事項及び緊急時の連絡網等を記載のうえ、委託契約書の鑑の写しと併せて、本市担当職員に提出し、承認を得ること。 (2) 業務完了書（A4 サイズ、任意の様式） 1 部 本市による成果品の検査を経た後に、別紙に決算資料を添付のうえ、履行期間内に提出すること。 (3) その他、本市が求めるもの。 7 受託者の条件 本仕様に係る入札に参加しようとする事業者においては、計量法第 107 条に規定する登録（事業の区分に、「濃度（大気中の物質の濃度に係る事業）」を含む
--	---

	ものに限る。)を受けていること。 8 その他 (1) 落札した事業者は速やかに本市担当職員まで連絡すること。 (2) 本業務を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせることができる。 (3) 施設の稼働状況等により、調査が不可能な場合、調査日を延期する場合がある。調査日を延期する場合には、本市担当職員から指示することとする。 (4) 本契約に基づき実施した調査結果を本市以外の者に提供しないこと。 (5) 業務の履行に伴い生じた受託者の故意又は過失による損害については、受託者が責任を負うこと。 (6) 委託料は、業務履行後、受託者の適正な請求書を受理してから 30 日以内に支払うこととする。 (7) 本仕様書に疑義がある場合は、本市との間で十分協議しておくこと。また、受託者は業務開始後に本仕様書に疑義が生じた場合、あるいは、本仕様書に明記されていない事項等については、その都度、本市と協議を行い、その指示に従うこと。
--	---

(注) 本仕様書について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

令和8年度大気汚染防止法に係るばい煙等測定調査対象施設一覧表

1 ばい煙発生施設について

No	名称	所在地	ばい煙発生 施設種類	燃料	測定項目
1	三菱自動車工業株式会社 京都製作所	京都市右京区太 秦巽町1番地	金属溶解炉	都市ガス	(※) 硫黄酸化物濃 度、硫黄酸化物量、 ばいじん濃度、窒素 酸化物濃度
			金属溶解炉	都市ガス	
2	伏見環境保全センター	京都市伏見区横 大路千両松町126	廃棄物焼却炉	灯油 産業廃棄物	(※) 4項目と 水銀及びその化合物 濃度、塩化水素濃度
			廃棄物焼却炉	灯油	

2 VOC 排出施設について

No	名称	所在地	VOC 排出施設の種類	施設数	採取予定検体数
1	福田金属箔粉工業 (株)京都工場	京都市山科区西野 山中臣町20	化学製品製造の用に供する 乾燥施設	1基	1検体